令和5年度

学　校　経　営　方　針

練馬区立中村中学校　校長　大石　光宏

１　はじめに

令和5年度の本校の教育が始まります。本校は、昭和22年4月1日に終戦後、新制の中学校として誕生しました。当時は、東京都立井草高等学校の校舎を間借りして開校しました。開校後校舎は、現在の地に昭和25年4月に竣工され、昭和25年9月よりこの地に校舎ができ、実質的に中村中学校として始まりました。これまでの歴代の校長先生・教職員、地域の方々、保護者の方々でつくりあげてきた、中村中学校の連綿と続く歴史を認識し、地域とともにある学校として今年度もスタートします。

今年度も引き続き中村中メソッドを活用した授業づくりをお願いします。3年目となっても、学習指導要領実施上の課題は、指導と評価の充実です。評価の3観点には各教科とも原則重みづけをしないことや、評価・評定の方法について、確実に生徒・保護者に伝えられるようにしてください。また、本校には知的障害にかかわる特別支援学級があります。3年間あまりできなかった、支援学級と通常学級の交流を進めていけるよう新たな工夫も行っていきましょう。また、特別支援教室の利用者も増えてきています。気がかりな生徒や不登校気味の生徒への指導と対応については、本校教育においても大事な対応の一つです。生徒一人一人への「きめ細やかな支援・指導」を全教職員とともに巡回・専門員の先生方・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員、そして校内委員会中心に外部関連機関との連携も図りながら、実践していくことが必要です。平成28年度に障害者差別解消法が制定されています。様々な生徒への合理的配慮は、学校を含め公的・私的機関問わず、対応が求められます。学校での対応もできること・できないこと等ありますが、全ての生徒・保護者に対して、様々な場面で丁寧な対応をお願いします。

中村中学校の全生徒が、伝統を受け継ぎ、本校への誇りを持ち（中村中生の矜恃）、保護者・地域から信頼されることを本校の特色とし、生徒も我々教職員も「当たり前のことにしっかり取り組む」学校づくりに全教職員で取り組んでいきましょう。あわせて、我々教職員の働き方を見直すことも求めらています。保護者の方々からの理解を得ながら進めていきます。よろしくお願いします。

２　目指す学校

（１　教育目標　　心身ともに健康で自主的な人間の育成を目指す

一　　自律性を伸ばす

二　　実践力を身につける

三　　連帯感を深める

（２）目指す学校像

教育目標達成のために、具体的な学校像を示す。

①　生徒にとって　　「安全で楽しく、明日が待たれる学校」

②　保護者にとって　　「安心と信頼を持って子どもを登校させることのできる学校」

③　地域と　　「共に歩み協力を得られる学校」

そのためには、生徒を第一に考え

ア　すべての生徒に教育愛を持って、生徒理解を図り指導にあたる

イ　保護者・地域との協力・連携を深め、丁寧に対応していく

ウ　指導力の一層の向上を図るために研修に努める

（３）目指す生徒像　　本校の教育目標を目指す生徒像の主たる姿とする。

具体的には、

①自ら進んで考え・学び律することのできる生徒

②善悪の判断ができ、行動が伴う生徒

③自分のことを大事にし、友人を大事にし、連帯感を高められる生徒

３　中期的目標と目標達成の方策

「目指す学校像」の実現をより確かなものにするため、次の中期的な目標と目標達成の方策を策定する。

全教育活動において、多様性を尊重する態度や互いの良さを生かして協働する力、そしてリーダーシップ・チームワーク・優しさ・思いやりの育成等、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）を視点に全教職員で共通理解を基に厳しさと温かみのある指導・支援を行う。その中で、安心して生活できる落ち着いた学びの場をつくっていく。

	中期的な目標	目標達成の方策
(1)	分かる授業の実践から基礎学力を定着させ、進んで学習できる態度を育成する。	○中村中メソッドを活用した授業から、教員の授業力向上を図る。 ○タブレットの効果的な活用と家庭学習の定着を図るための手立てを全学年で年度始めに重点的に指導する。 ○学期毎のふり返りを生かした自主学習の推進、また長期休業中・定期考査前の補習等を通して基礎的な学習の充実させ、一層学力の向上を図る。 ○近隣小学校との一貫教育を深め、授業交流を行える環境づくりを進める。 ○各研修会や教師道場等で学ぶ教員の指導法を校内で共有する研修を実施し、様々な授業方法の工夫やICT機器の活用の充実を図る。
(2)	人権尊重を視点に生徒の学校生活の安定と心の伸長、充実を図る。	○人権教育の理念である「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」を全ての教育活動の中心する。 ○生活指導は、全教職員で共通理解を図り実践していく。 ○生徒には、是々非々の姿勢と寄り添う姿勢を持ってあたり、一人一人の生徒理解を深める。 ○教育相談は、年間を通じて保護者との面談を1回以上、生徒との面談を1回行う。 ○生徒の心を耕す為の体験や講演会を、実施していく。 ○生徒会活動・学級活動・部活動等、生徒の輝く場面を多く設ける。
(3)	近隣地域のみならず多くの生徒・保護者が登校したく、させたくなるような信頼感のある学校にする。	○保護者への連絡は常日頃から密に行い、よりきめ細やかな指導へつなげる。 ○学校の諸活動が、保護者や地域によく理解されるような広報・発信活動を一層進める。 ○どの場面においても生徒の生命を最優先にし、自然災害時の校内対応と、避難場所としての機能を地域の協力も得ながら整備を進め、常に改善を図っていく。 ○全校生徒が、本校生徒であることに誇り（中村中生の矜持）を持ち、自らの自信につなげることができる指導を全ての場面で行う。 ○地域連携事業の学校支援コーディネーターの活用と教育の活性化を図る。

4　今年度の取り組み目標と方策　（教育活動の目標と目標達成の方策）

	教育活動の目標	目 標 達 成 の 方 策
(1) 学習 指導	①生徒が分かる授業工夫と主体的・対話的・深い学びを確実に取り入れた授業実践を充実する。	○全教師が中村中メソッドを取り入れ、工夫された授業を創造し展開する。そのために、タブレットやICT機器の活用を積極的に行い、小人数指導・・グループ学習・リトルティーチャー等、多くの学習形態を取り入れ、支援の充実を図る。 ○これまでの研究を踏まえ、全教員が授業改善を自分事として捉え、少人数での授業研究を実施し改善を図る。また、主幹・主任教諭による若手ミニ研修会を2学期以降に実施する。 ○生徒による授業評価を年1回実施し、授業改善へ向けて積極的活用を図る。 ○タブレット・ICT機器を活用した授業に積極的に取り組み、生徒の理解力の向上を図る。 ○本時の目標を疑問形で明示し、授業への関心意欲を高めさせる。 ○評価評定の方法とそのための資料については丁寧に説明する。 ○学校図書館を活用した、授業の工夫を計画し行う。
	② タブレット活用と家庭学習の習慣化を図る。	○家庭学習の定着を図るため、取組方法を全学年で指導の重点項目とする。 ○教科・学年・分掌が連携し、日々の予習・復習方法を具体的に提示し、生徒の定着を図る。 ○長期休業中の補習学習（学力支援講師の活用）や定期考査前の補習の機会を設定する。 ○学習指導要領評価規準の客観性・正確性を高める研修を継続し、生徒・保護者への理解を深め、学力を具体的に説明できるようにする。
	③ 進んで学習できる学習環境をつくる。	○朝読書の実施を継続し、始業から落ち着いた学習態度の定着させる。 ○チャイムと共に授業開始の挨拶をし、一単位時間を有効な授業とする。、また、話を聞く等の授業ルールの徹底を図り、生徒の落ち着いた授業態度を育成する。
(2) 生活 指導	基本的な生活習慣を身につけさせ、社会性・規範意識を育成する。	○特別の教科道徳の指導と関連をさせ、全ての教育活動において、いじめをしないさせない指導の徹底を図る。 ○日頃から服装・挨拶・聞く態度・話す言葉・時間を守る・SNSの活用等の指導を全教職員が共通に指導し、問題行動の未然防止を図る。 ○保護者への情報連絡と共通理解を心掛け、地域・関係機関との連携協力も図る。（電話で家庭訪問の実施） ○学校保健委員会をさらに充実させ、一層生徒の心身の健康と体力の維持・向上への活用を図る。保護者の参加を各学年に一層促す。
(3) 人 権 尊 重 教 育	人権尊重の理念を理解させ、生命尊重や思いやりの心をもって自ら判断して社会に貢献できる精神と態度を育む。そのために、人権教育や心の教育の充実を図る。	○全ての教育活動の中で、教員が人権を意識し、都の人権プログラムにある普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組を教員が理解し、日頃の授業や生徒指導に生かさせる。 ○学校いじめ対策推進教員を中心に、いじめの未然防止のために日頃の情報交換や教育相談活動を充実させ、校内委員会の活性化を図る。 ○教育相談活動を充実させ、学校生活支援員や心のふれあい相談員、スクールカウンセラーと具体的な連携を強化する。 ○道徳の指導と評価を計画的に実施し道徳教育の推進に努め、道徳的心情や道徳的実践力を育成する。

		○特別支援学級と通常学級の生徒の交流を推進し、生徒相互理解を深めさせる。

		○いじめを許さない心の教育の充実を図り、生徒の日常生活に日頃から注意をする姿勢を教員が持つ。（特にSNSによるいじめは決して許されないことを繰り返して指導する。） ○いじめ対策委員会を組織的な活動と効果的に活用を図る。 ○年３回以上の生活アンケートを全校生徒に実施し、いじめを未然に防ぐ体制をつくる。 ○ＬＧＢＴＱ等に関わる対応は、丁寧に行う。
(4) 特色ある学校づくり	①生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進する。	○個に応じた指導と工夫された授業をつくる。
	②これまでの校内研究の成果を生かし、主体的に学び行動でき、他と共に生きることのできる力の育成を図る。	○各学年の取り組みの中で年間１回の本物体験や模擬的な体験活動を実施し、全校生徒を対象とした講演等も実施していく。 ○体験学習やボランティア活動を通じ、他ともに生きることのできる力の育成を図る。 ○自らを主体的に考えることのできる、キャリア教育（キャリアパスポートの活用等）と進路学習の充実を図る。 ○生徒が生き生きと取り組む行事の計画・実践と部活動の充実を図る。
	③近隣小学校との一貫教育をより深めスムーズな中学への進学をさせ、生徒の安定した心と生活を育む。	○小学校との一貫教育を深めるための情報交換と、出前授業や学校紹介等の児童・生徒間の交流を推進する。
	④オリパラ教育を継承し、スポーツに積極的に取り組ませ、生徒の体力向上を図りながら健康の維持増進の意識を高める。	○保健体育の授業指導を中心に、体力向上の基礎づくりをすすめる。その為に、タブレットの活用した授業・取組の工夫から主体的な学びにつなげ、自らの健康や、生徒の基本的生活習慣の見直しや規則正しい生活を意識させる。（令和の中中体操を活用）　○2年目となる都教委指定体育健康教育の研究を昨年度の反省を踏まえ、生徒の生涯体育・健康維持に視点を置きながら進める。 ○運動やスポーツへの多様な関わり方（する・みる・ささえる・しる）を踏まえた取組を意識させた授業改善や運動部活動での効果的な活用を図る。
	⑤学校図書館の充実を図り、読書と図書館を活用した授業の実践を取り入れる。	○図書館支援員との連携を図り、図書室の活用を授業でも行い、学力向上への授業改善の一助とする。 ○校内図書館の環境整備を図書館支援員と図書担当で行い、活用をより一層進める。 ○読書活動の充実を図るため、学校図書館活用の情報発信を図書委員会中心に行わせる。
	⑥食物アレルギーに対する意識を高め、食育指導の充実を図る。	○全教職員が食物アレルギーを持つ生徒について情報共有する。また、アナフィラキシー発症時の緊急対応も習得する。 ○栄養士と家庭科の教員、給食担当教員との連携を図り、日頃の給食指導や家庭科の授業を通じ、食事をすることに関心を持たせ、食材や栄養価についての知識を得るようにさせる。
(5) 教育	落ち着いて学習できる雰囲気や仲間と共に生活する場の育成を図る。	○日頃より掲示教育・言語環境等の学習環境の整備を行う。 ○教職員も一緒に清掃活動を行い徹底する。 ○学校施設や公共物を大切にする指導を日頃から行う。

教育環境の整備		○挨拶が自然に交わされ、心が和む雰囲気づくりを教職員の率先垂範で行う。 ○部活動の活動ではメリハリをつけた活動とし、また日々の活動内容の充実を図り、生徒の健康維持と教員の働き方改革との関連を考え活動の時間短縮を図る。 ○「教職員の服務事故（特に体罰・個人情報紛失）」教職員間の意識と姿勢を職員会議・研修等で徹底する

(6)健康防災教育の充実	コロナウィルス感染症や大規模な地震災害に対応するための知識と自ら身を守ることへの意識を高める。	○健康維持・予防への意欲関心を高め、ひき続き具体的なコロナ対策を実施していく。また「地震対策の手引き」を活用し、健康教育・安全指導を年間を通じて実施する。 ○生徒と地域の避難拠点の方々との防災訓練を今年度も実施する。また自分の命は自分で守る意識を高める指導を取り入れていく。
(7)学校配当予算	限られた予算を効果的に活用する。	○配当予算は、これまでの感染症の対応等から削減されている状況を全教職員で認識し、予算の計画的な執行の工夫と既存の教材教具の効果的な活用を実施し、常に費用対効果・教育活動への効果を考え年度末に執行することがにない等効率的な活用を図る。
(8)事故問題行動への対応	①事故・問題行動は未然防止・初期対応を意識し対応する。 ②日頃より発生時の危機意識を持つ。	○発生時の初期対応が大事である。初期から丁寧かつ迅速に対応をする。 ○事件・事故等の発生前の認識 （ハインリッヒの法則1:29:300） ○状況・情報は、速やかに管理職と関係分掌・学年へ正確に報告し、組織的な対応を常に図る。 ※　ほう（報告）れん（連絡）そう（相談）した（対応）か（確認） ○経過や指導・対応方針を全教職員が知り、共通理解に基づいた行動連携を図る。 ○保護者に対しては説明責任を果たし、方策についても確実に伝える。
(9)その他	ライフワークバランスを踏まえ、教職員の働き方改革について意識をふかめる。	○教職員一人一人に勤務時間終了後、遅くとも２時間以内の退勤を意識づける。また、日々最終退校者を確認し、意識付けを図り、定時退勤も奨励する。 ○部活動ガイドラインに基づいた指導計画の策定を図り、確実な運営を目指す。特に土日の効果的な活動の計画と実践。

５　おわりに

生徒一人一人に、中村中生であることに誇りと自信を持たせ、緑豊かな環境の中で地域を愛する気持ちを感じさせ、母校愛を抱かせたいと考えています。その為に、教職員も中村中学校の一員として自覚と責任感を持って、地域に対する愛情をもって職務にあたってほしいと思います。

そこで、

（１）教職員の組織（チーム）として

ア　チームワークをもって互いを高め、切磋琢磨できる教職員集団であるチーム

イ　できないではなく、できるようにするためにどうするのか、知恵を出し合い補い合うことのできるチーム

ウ　目の前の生徒たちを第一番に考えることのできるチーム

→　　学校は、生徒が主役です

（２）生徒の範たる教職員集団

ア教職員の信用失墜行為（個人情報の紛失・体罰・セクハラ等）は、生徒・保護者の信頼を根底から崩し、学校教育を機能させなくします。また、車通勤も特別な事情(介護等)のない限り、認めません。

イ授業妨害等について、毅然とした態度で行い、日頃より善悪についての指導をお願いします。但し、体罰は厳禁です。十分に注意してください。

（3）俯瞰しようとする姿勢

教職員の世界は、とかく狭いと言われます。ぜひ、日頃から視野を広く持ち、今の教育や我々に求められていることを感じ取る姿勢も、意識していきましょう。

（4）当事者意識　　一人一人が、中村中学校教職員であることを意識してください。